

## あま市男女共同参画推進懇話会要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の推進に向けた対策とその関係施策のあり方について、広く市民の意見を聴いて、今後の施策推進に資するため、あま市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、市長に提言する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する条例の制定に向けた基本的な考え方及び男女共同参画社会の形成の推進に係る基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会の会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政部人権推進課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開催される懇話会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。